

オーブン
カレッジ

今年度、給与所得者の方は勤務先を通じて「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」を受け取ったと思われる。その際、森林環境税について疑問を持たれた方も多いのではないだろうか。

森林環境税とは

2018年の税制改正大綱において、森林の公益的機能の發揮に必要な施策の地方財源を確保することとされた。19年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税が創設された。森林環境税は、森林環境譲与税として、私有林人工林面積・林業従業者数・人口を基準に市町村・都道府県へ交付される。市町村・都道府県は、森林環境譲与税を、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有す

税収の用途を

明確に

神奈川県は「水源環境保全税」(個人のみ年間平均年約880円)を導入し、横浜市は、「横浜みどり税」(個人は年間900円、法人は資本金等に依りて年間5万円から300万円)を導入している。こうした超過課税と森林環境税との重複課税について、納税者からは地方税と国税の二重(もしくは三重)課税であるとの批判がある。「横浜みどり税」の税収は主として市内樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出、神奈川県「水源環境保全税」の税収は水源環境の保全及び再生に活用されている。

一緒に賦課徴収される(1人年額千円)。少子高齢化の進展に伴い森林整備が困難になっていることから、



榊山女学園大学 現代マネジメント学部教授 柴 由花

しば・ゆか 租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会学研究科国際開発専攻博士課程修了。博士(国際経済法学)。

る公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に使用しなければならぬ。地方自治体の中には、既に森林環境保全のための税を導入している。現在、37の府県と横浜市は、森林環境・水源環境の保全を目的として、住民税の超過課税(基本税率を上回る課税)を行っている。さらに、横浜市の森林環境譲与税は、国産木材の利用促進と普及啓発、国産木材を活かした学校整備や公園等の市民利用施設等に活用されている。すなわち、それぞれの税は、課税目的や用途が異なることから、二重(もしくは三重)課税ではないと説明されている。

森林環境譲与税や森林環境保全のための超過課税の用途は、市町村・都道府県のホームページなどで公表されているが、それぞれの税の違いがわかりやすい説明が不可欠である。